関係法令 (抜粋)

図書館法

(図書館協議会)

- 第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

山形市立図書館条例

(協議会)

- 第7条 法第14条第1項の規定により、図書館に、山形市立図書館協議会(以下「協議会」 という。)を置く。
- 2 協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 図書館に関するボランティア活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

山形市立図書館条例施行規則

(委員長等)

- 第18条 条例第7条に規定する山形市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定めるものとし、その任期は、2年とする。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第19条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。 (意見の聴取)
- 第20条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、図書館において処理する。